

河川法の水力発電設備に係るデータの不適切な取扱い事項（1/2）

No.	水系名	河川名	発電所名	所在都道府県名	内容	事 実	備 考
1	那珂川	那珂川	沼原	栃 木	報告不備	・沼原ダム変位量報告は、水利使用規則に基づき毎年4回/年実施した測定結果に基づき報告しているものであるが、測定結果の報告データの一部（水平移動量）において、報告値と測量結果（測定値）が違っていることが明らかになった。（昭和48年から）	
2	庄川	尾上郷川	尾上郷	岐 阜	報告不備他	・大黒谷調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっているが、当初容量とその後の実測結果による貯水容量とに大きな差があったことから、当初容量からの連続性を保つため、河床断面を補正し、堆砂量を算出し報告書を提出していた。（昭和46年から） ・水利使用報告における水位記録に関しては、水利使用規則で定められている最低水位を下回った値（マイナス数字）をプラスに書き換えて報告書を提出していた。 ・発電運用は、計画の有効貯水容量（320,000㍉）に相当する標高963.00m（L.W.L-1m）までを利用水深として発電運用を継続していた。	
3	信濃川	カッサ川 清津川	奥清津 奥清津第二	新 潟	報告不備	・カッサ、二居調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっているが、奥清津第二発電所の建設によって新設した取水口（カッサ調整池）、放水口（二居調整池）掘削によって一部堆砂測量の断面が変化したにもかかわらず、奥清津第二発電所建設前の断面を変更することなく、堆砂量報告を行っていた。（平成8年から）	
4	新宮川	熊野川	十津川第一	奈 良	報告不備	・風屋貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。 ・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。 ・「ダム堆砂状況について（河開発第40号S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から）	
5	新宮川	熊野川	十津川第二	和歌山	報告不備	・二津野調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。 ・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。 ・「ダム堆砂状況について（河開発第40号S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から）	
6	新宮川	北山川	池原	奈 良	報告不備	・池原貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。 ・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。 ・「ダム堆砂状況について（河開発第40号S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から）	

河川法の水力発電設備に係るデータの不適切な取扱い事項（2/2）

No.	水系名	河川名	発電所名	所在 都道府 県名	内容	事 実	備 考
7	新宮川	北山川	七色	和歌山	報告不備	<ul style="list-style-type: none"> ・七色調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。 ・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。 ・「ダム堆砂状況について（河開発第40号 S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から） 	
8	新宮川	北山川	小森	三重	報告不備	<ul style="list-style-type: none"> ・小森調整池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。 ・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。 ・「ダム堆砂状況について（河開発第40号 S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から） 	
9	新宮川	東の川	尾鷲第一	三重	報告不備	<ul style="list-style-type: none"> ・坂本貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっている。 ・工事計画申請時には等高線スライス法により貯水容量を算出している。 ・「ダム堆砂状況について（河開発第40号 S42.4.6）」の通達を受け、測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。（昭和43年から） 	
合 計					9		